2　試験品の検査を要するもの 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十九条に規定する試験品の検査を要するものは、前項の表の検査を受けるべき医薬品の欄に規定する医薬品（当該医薬品の項の試験品の数量の欄に規定する数量が０のものを除く。）とする。	（新設）
3　検査基準 生物学的製剤 以下この項において、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一般試験法の発熱試験法の規定を準用する場合は、一般試験法の発熱試験法のうち、４判定については、次に定めるところによるものとする。 4　判定 次の表に従い、発熱反応の和がＡ値（陰性）又はＢ値（陽性）となるまで逐次検査を繰り返す。発熱試験が陰性のときは、この試験に適合とする。 （略） 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン（中間段階） 生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.5.5に規定する試験法によるものとする。 （略） （削る） 乾燥弱毒生麻しんワクチン （略） 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（中間段階） 乾燥弱毒生風しんワクチンの中間段階の検査基準を準用する。 （略）	2　検定基準 生物学的製剤 以下この項において、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一般試験法の発熱試験法の規定を準用する場合は、一般試験法の発熱試験法のうち、４判定については、次に定めるところによるものとする。 4　判定 次の表に従い、発熱反応の和がＡ値（陰性）又はＢ値（陽性）となるまで逐次検定を繰り返す。発熱試験が陰性のときは、この試験に適合とする。 （略） 乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン（中間段階） 生物学的製剤基準の乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの条の3.5.4及び3.5.5に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥弱毒生麻しんワクチン（中間段階） 生物学的製剤基準の乾燥弱毒生麻しんワクチンの条の3.5.4に規定する試験法によるものとする。 乾燥弱毒生麻しんワクチン（最終段階） （略） 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（中間段階） 乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の検定基準を準用する。 （略）

○特許庁告示第九号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月一日　特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　［略］ 二　シンガポール知的所有権庁　二十九万二千三百円 三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　［略］ 二　シンガポール知的所有権庁　二十七万二千九百円 三　［略］

附　則

1　この告示は、令和八年六月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。